

米沢市教育委員会 会議録

令和 8 年 5 月 2 2 日（金）

開会 午後 4 時 0 0 分

閉会 午後 5 時 5 0 分

1 出席委員

教育長 佐藤 哲 委 員 神尾 正俊 委 員 我妻 仁
委 員 伊藤 綾子

2 出席職員

教育管理部長	遠藤 桂子	教育指導部長	落合 篤
教育総務課長	田中 将志	社会教育課長	菅原 豊子
学校教育課長	須貝 洋介	適正規模・適正配置推進主幹	藤倉 禎志
おいしい給食推進主幹	後藤 誠一	教育総務課長補佐	米原 裕美
教育総務課長補佐兼学校整備主査	新藤 崇浩	適正規模・適正配置推進室長	青木 繁行
教育総務課総務主査	斎藤 貴子		

（市長事務局）

総 務 部 長 高橋 貞義 総 務 課 長 遠藤 秀一

3 傍聴人の有無 無

4 議事

議第 3 1 号 米沢市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正に係る意見について

5 報告事項

- （１）非公開案件
- （２）その他

6 その他

教育長 本日の会議は、渡邊委員から欠席届が出されているが、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第14条第3項に定めのある定足数を満たしているので、会議日程に従い、米沢市教育委員会を開会する。次に、会議については、関係法の規定により、原則、公開となっているが、本日の会議の案件のうち、議第31号については議会に提出する予定の議案に意見を述べるもの、また、報告事項(1)については、個人情報に係るものであることから非公開としたい。また、会議録の作成に当たっては、報告事項(1)の内容については記載せず、非公開と表記し、委員の皆様のご承認後、これを公表したいと思うが、これらの件についてご異議ないか。

———異議なし———

教育長 本日の会議は非公開とする。次に、本日開催の会議録の署名委員として、我妻委員を指名する。議事に入る。議第31号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正に係る意見について、事務局から説明をお願いします。

教育管理部長 議第31号については、令和8年5月18日付け総務第27号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見の聴取について」として、市長からの依頼文書を受けていることから、総務部長から説明していただく。

総務部長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。

我妻委員 コミセンでの説明会や、小学校の保護者アンケート、ホームページやLINEでの市民アンケートなど、様々なアンケートがあるようだが、この結果は公表はされるのか。

総務部長 アンケートの回答にも、この内容は公表すべきとあった。これから条例案を議会に提出するにあたって、こういった市民の声を踏まえて提案するものとして、来週の水曜日に議会運営委員会で報告をした後、ホームページ等で公表していきたいと考えている。

教育長 取りまとめたものというよりは、生の声をそのまま議員や一般の方にも見ていただけるということか。

総務部長 お手元にお配りしたものと同じものを、そのまま掲載の予定である。議員にも、これを配ろうと思っている。

伊藤委員 アンケートを行ったのが、万世、上郷、東部ということだが、松川小や興譲小など対象地区に入っているが、説明がない地区がある。できるならば、議会にかける前に、そういった地区にも説明会やアンケートを実施して欲しいと思う。その地区への説明等は、どのように考えているのかお聞きしたい。

総務部長 他の地区での説明会についても、開催した方がよいという判断ができる場合には、追加で開催することも当初は考えていた。ただ、実際に東部地区の参加者数は、上郷地区や万世地区の半分以下ということで、想定より少なかった。松川小や興譲小の地区での説明会も、可能であれば実施したいところであったが、東部地区の状況を踏まえると、適切ではないかもしれないが、関心度が高くないのではということが感じられ、その後の追加説明会は実施しなかったという

のが実状である。また、説明会は、地区以外の方の参加も可能としており、それについてホームページやLINEでも発信した中での東部地区の参加人数だった。それらが、他地区での説明会を行わないとしたことの判断材料である。

神尾委員 松川小、興譲小などの保護者にも、説明会の案内は渡してあったということではないか。

総務部長 中部、松川、山上について、案内の配布はしていない。ホームページとLINEで発信はしていたので、それでご覧いただければということであった。

神尾委員 どのくらいの方が、LINEを見て説明会があることをわかっていたかは、定かではないということか。

我妻委員 開校延期についての背景として、令和13年度まで実質単年度収支のマイナスが続き、財政的に非常に厳しいということがある。エアコンの設置という背景があるにせよ、令和13年度までマイナスが続くという想定だが、それを受けて令和14年度へ延期なのか。また、令和14年度に近づいて、財政を見直した時に、実質マイナスがまた2、3年続くとなった場合、延期の延期が検討されるのか。それとも、どんな財政状況だったとしても、14年度開校はもう決定なのか。現在の考えをお聞きしたい。

総務部長 14年度開校とした理由として大きく二つある。一つは実質単年度収支のマイナスが13年度まで続くということだが、もう一つ大きな理由として、七中が14年度には一学年一学級になってしまうということがある。そうした状況から14年度が延期の限度だろうということで、3年の延期としたところである。市長部局としても、それ以上の延期とはならないように財政計画をしっかりとしなければならぬと考えており、更に延期するということは適切ではないと捉えている。6年先の財政状況なので、現時点で「絶対に再延期はしない」と断言はできないのだが、我々としても更なる延期とはしたくないという考えで臨んでいる。

我妻委員 以前いただいた資料で、令和11年度に開校する場合、長寿命化対策も含めて改修費用が10億5,400万円と見込まれており、令和14年度開校だと、物価上昇も見込んで10億7千万円だったかと思う。これで間違いはないか。

総務部長 令和14年度だと、10億7,140万円で見込んでいる。これについては、内部改修工事と長寿命化工事を1年ごとに10パーセント増加という仮定を用い、算定したところである。ただ、物価上昇がどれくらいになるかという見通しはなかなか難しいところであり、現時点での見込みである。

教育長 その他にないか。なければ、ここで暫時休憩とする。

———暫時休憩———

教育長 再開する。議第31号の教育委員会の意見案について、事務局から説明をお願いします。

適正規模・適正配置推進主幹

——資料により説明——

教育長 ご意見等いかがか。では、この件について、本日欠席の渡邊委員からメールで
ご意見をいただいているので、先にご紹介いただきたいと思います。

教育総務課長 ——以下、渡邊委員からのメールを代読——

条例の一部改正に係る意見について、3案拝見し、少子化による課題、教育委員会が適正化方針を示したこと、議会で条例改正の議決を得たこと、そのうえで本来は令和11年度開校予定であること、という行政経過が順を追って記載されている第3案を推薦する。4行目の「教育委員会では（省略）方針を示し、議会の議決を得たところです。」という部分があることで、教育委員会として正式な方針決定があったこと、議会の議決も経ていること、既に行政手続として進んでいるという事実関係が明確に記述され、意見書としての「重み」「強さ」「正当性」を伝える事が出来るのではないかと思います。また、「やむを得ない事情により」という文言に、柔軟性を持ちながら相手方事情への配慮が感じられる。次に、「条例改正の趣旨」とアンケートを拝見して思ったことだが、市民の中には統合延期を求める声があることも理解はしている。特に、統合時期に在籍予定の生徒や保護者にとっては、通学環境や人間関係、学校生活が大きく変化することへの不安があるのは自然なことであり、「できれば入学した学校を卒業したい」という思いが生まれることも当然である。しかし、統合延期は、統合そのものを取りやめるものではなく、結果として、統合に伴う負担や不安を別の世代へ先送りする側面もあるのではないかと思います。それを踏まえて、統合対象となる世代だけではなく、延期後に統合の影響を受けることになる将来世代の視点も含めて考える必要があるのだが、その観点から、紙面アンケートの対象範囲についても疑問を感じるところがある。統合時期に該当予定の上郷小学校と万世小学校在籍児童の保護者を中心に意見を聴取すれば、現状維持や延期を望む声が多くなるのは、ある意味当然であり、それだけをもって「市民の声」としてしまうには偏りがある。学校統合は、特定年度の在校生だけの問題ではなく、今後の教育環境全体に関わる課題であり、より広い視点で意見を捉える必要があるのではないだろうか。現に、東成中学校開校延期の考え方に対する全市民を対象にしたアンケートの意見の中に反対意見が多いのも納得できる。また、延期理由として示されている異常気象への対応としての屋内体育館空調整備の必要性や建築費高騰による財政負担についても、近年の猛暑への対応が急務であること、物価上昇によって公共事業費が増大していることも事実であり、厳しい財政状況の中で、行政が優先順位を検討しなければならないことも理解している。しかし、それらは本来、「学校統合の教育的必要性」とは別問題なのではないか。空調整備は、子ども達の安全確保や学習環境改善のために必要な施策であり、学校統合は、将来的な教育環境や学校規模

適正化のための施策である。どちらも、必要な施策であるはずなのに、目的の異なる課題を同一の財政事情の中で優劣を決められ、本来進めるべき教育環境整備が後退しているようにも見える。私からの意見は以上である。

教育長 案3がよいのではないかという意見であった。他にご意見等いかがか。

神尾委員 渡邊委員の意見に同感である。ただ、市長からは意見を求められているので、案1、2に記載の「令和11年度開校とすることが最善」という文言が必要なのではないか。案3にプラスして教育委員会としての意見を明確にすることが重要ではないか。総務部長から説明があったが、理由については、財政の面が大きいということ、南成中学校の経費がオーバーしたことや給食センターにも大きな予算を使ったこと、それらから教育予算が膨大なものになったこと、今後も厳しい財政状況が続くこと。もちろん、それは理解できるのだが、それを七中の子ども達のみに影響が及ぶということ、小規模校として3年延長してしまう子ども達へのしわ寄せが、どうしても理解できない。令和11年度開校が最善だという言葉、ぜひ入れていただきたい。

教育長 案3に加えたいということ。その他にいかがか。

我妻委員 私も、案3がベースでよいと思う。渡邊委員のご意見に共感できる部分もあった。特に印象的だったのは、対象の保護者のアンケートの回答を見たときに、統合されることへの不安、心配な気持ちがあることはもちろん理解できるのだが、それが先延ばしになるということは、次の世代の方が同じような不安を負うだけで、結局は不安、心配の長期化となり、動揺を与えてしまうだけではないかというところ。保護者の方が不安に思っていることを受け止め、アンケートにもあったように、例えば通学手段について、冬季間やバスの対象外の地区については、より細やかな対応を考えなければいけないということを改めて感じたところである。いずれにせよ、延期によって心配なこと、案3に盛り込んでいただきたいのは、既に統合した中学校との格差だろう。ここにあるように、多くの人との関わりや充実した指導環境、教育環境のギャップ、教育機会の均等からみても問題がある。こういったことが、11年度から14年度まで3年間も延びてしまうことは、非常に懸念するところではある。ここでは、必要な支援策の経費の配慮とあるが、財政的、人的な体制の強化も含めた教育環境の格差が生じないような環境を七中の生徒たちに確保してあげなくてはならないということを要望しなければならない。個人的には、そういった文言を、条例の改正案の附則に入れていただきたいと思う。具体的にあるわけでないが、趣旨としては、「教育環境の格差が生じないような最大限の配慮を行う」というようなことを、附則に入れていただければいいのではないかと思った。このことを、意見として入れるかどうかは、検討いただければと思うが、個人的な感想として思ったところである。もう一つ、ここには出てこないが、心配なこと

として、延期に伴って不安が長期化していくこと。次の世代の方が直接影響を受けること。そういったことを考えると、動揺を広げてしまい、教育行政に対する不信感を広げてしまう一つの要因になりかねない。市全体に対して、お金がないから教育はどうでもいいのかと思われかねない。また、既に統合された五中の保護者からすると、自分たちの時大変だったけれども、早く統合することで、より良い環境に子ども達を置けるという思いで、不安な中、統合へ進んだ。今回のことで、「自分たちも声を挙げれば延期されたのか」「本当は統合には反対だったのに」と思う保護者も中にはいると思う。そう考えると、「教育行政とは、一体何なのか」というような、不信感を増長しかねない。環境の創出や教育の質の向上を図る観点というのは非常に大事なことだが、教育行政に対する信頼を損ねかねないという個人的な思いがある。

教育長 案２と案３があるが、神尾委員からは「最善と考える」という意見を表明した方がいいという意見があった。我妻委員、その辺はどうか。

我妻委員 議決をしたのだから１１年に開校して当たり前なので、表現が難しい。教育委員会としては、１１年に開校するのが最善ということで案を出して、議決を得たので、それを受けて粛々と進めているところなので。

教育長 案３を基に、例えば「議決を得たところであり、教育委員会としては令和１１年度開校を進めたい」とするか。伊藤委員はどうか。

伊藤委員 私も、案３が今までの経過もわかりつつ、教育委員会の意見もわかって一番良いと思った。今回、先に資料をいただいて、アンケートなどを見たが、中学校の統合は、適正規模・適正配置による教育機会の確保や教育環境改善のために進められてきて、丁寧な説明を何度も行い、子どもも保護者も先生も地域も一緒に納得をして前に進んできた。それが急な方向転換で、子どもはもちろん、皆が納得して進んできたものが、急にすべて置いてきぼりになって話が進んでいる。アンケートには、「七中だけ取り残された」「北成、南成の統合からそもそも遅れているのにさらに遅れるなんて」という意見もあった。空調設備が必要なことはわかるが、渡邊委員と同じで、目的が違うものを並べて優先順位を決めるようなことが子ども達の教育環境を守ることなのかと疑念が残る。もし、やむなく延期となるのであれば、市民全体、特に東成中学校の地区の方々には、不安なく受け止めていただけるような、統合の時と同じような丁寧な説明を何度も行ってもらいたい。むしろ、今まで以上に丁寧な説明を行ってほしい。また、我妻委員と同じく、条例で決まったことを米沢市の財政事情で変更するということが教育行政の信頼低下を招くのではないかと、アンケートを読みながら思ったところである。議会の議決を得て、条例で令和１１年度になったという今までの経過を書いている案３が意見として出すにはいいと思った。

神尾委員 先ほど申し上げたように、市長から教育委員会へ意見の聴取として求められて

いるので、やはり意見が入っていないとおかしいのではないかと思います。案3には今までの経過も書いてあるのだが、意見というものが言い切れていないように思えてもどかしく感じる。最善という言葉がいいのかは、我妻委員がおっしゃるとおりだが、意見というものをに入れていただけると、私は納得できる。

我妻委員 この場合の最善というのは、議会の議決どおりにするのが一番いいという文脈だと思うので、意見ということも考えると、「議会の議決どおり進めていただくことを求めます。」という方が、私は落ち着くような気がする。あとは、その次の段落の支援策というところ、支援策の経費について配慮を要望するというところ。経費に限っていいのか、というところなのだが。例えば、「統合まで小規模校となる七中の生徒と既に統合された中学校の間で教育格差が生じないよう、財政措置を含めた最大限の配慮をすること」。そういった方がいいのではないか。

教育長 支援策というと、どのようなものが考えられるか。

学校教育課長 支援策については、実際に教員を増やして配置するということは無理なので、何ができるだろうかと考えてみると、例えば部活動がある。少ない教員では対応できないので、部活動指導員を増やす。交流なども考えたが、そうするとバスを出す必要がある。そういったことを考えたが、交流するとなると、少ない七中の教員では負担が大きくなるので、学習支援員のような人的配置を行う。結局、子ども達が活動するのに必要な支援策となると、人を配置するとかバスを出すとかになり、それはやはり経費ということになる。確かに、意見書で経費というと、お金だけなのかと見えるところではあるが、意味合いとしてはこういったことになる。やはり、統合せずに統合と同じ効果を得ることは非常に難しい。

教育長 そこが、最後の段落、「それでもなお」の部分になるわけだ。我妻委員のご意見だと「経費に限らないで」ということで、例えばそこに「教育格差をなくするような支援」という文言にするというのはどうか。

我妻委員 先ほどの説明の中で、支援策の中身を学校教育課長にお出しいただいた。これまで、適正規模・適正配置等検討委員会を開いて、その中で議論をすると言っていたが、私としては、今の課長がおっしゃった内容をこの案の中に入れてほしい。教育支援員の追加配置だとか、交流活動の支援だとか、そういったものを頭出ししておいてもいいのではないかと思います。

教育長 事務局から何かあるか。

学校教育課長 私たちとして考えは持っているが、私たちが考えるというよりも、検討委員の方々、地元の方など、やはり不安に思う方たちの意見を聞いたうえで何ができるか。教育委員会の意見だけでなく、検討委員会の意見を大事にしていきたいという思いがある。そこで出た支援策については、ぜひ実現していきたい

ということを含めて、配慮願いたいということで考えている。

我妻委員 では、こういうのはどうか。「統合まで小規模校となる第七中学校の生徒に、教育環境の格差が生じることのないよう、財政上の措置を含め、必要な支援策について最大限の配慮を強く要望します。」

神尾委員 支援策は教育委員会で考えるものだとすると、「支援策に係る経費」となるか。

我妻委員 私が考えたのは、支援というのは、例えば通学のこととか、解決しなくてはならない問題が多々あるわけだが、教育委員会だけでできるものではない。交通のことなど、一緒になって考えていかなければならないことも多くあるのではないかと思った。そういう意味で、この支援という言葉をもっと広く捉えて考えたところである。「支援策に係る経費」としても大丈夫だが。

教育長 暫時休憩する。

———暫時休憩———

教育長 再開する。今までの話の中では、第一段落の中で、議会の議決を得たというような経過を入れながらも、教育委員会としての意見をきちんと述べる必要があるのではないか、ということ。それが、「最善である」という文言であるのか、「議会の議決どおり進めることを求めます。」とするのかどうか。そういった部分を加えて、今までの経緯と教育委員会としての意見が明らかになるような形にするということによいか。

———異議なし———

教育長 では、文章の体裁なども含めて整理してみたいと思う。また、２段落目の、必要な支援策の経費について、我妻委員のご意見を改めてお聞きしたい。

我妻委員 小規模校となる第七中学校の生徒にとって、当然、様々な支援が必要なので、その支援策について、財政上、考慮していただきたいということ。やはり、小規模校という環境が続くことによって、既に統合している南成中、北成中、五中も一中に統合しているので、そういうところとの教育環境の格差というのは、絶対に生じさせてはならない。そのためにも、支援、経費については最大限の配慮をお願いしたいという趣旨の意見としていただきたい。

教育長 第七中学校については、南成中、北成中からそもそも３年遅れているところを更に３年延びるということになるとすれば、十分な手当てができるような支援策や、財政的な支援をきちんとしていただきたいということを強く要望すると。その他にいかがか。では、私からこれまでの流れを改めて確認させていただきたい。国から適正規模ということで、一つの中学校は全体で１２学級以上ということが定められた中で、本市としても、平成２２年に基本方針を作り、平成２４年度に計画を立て、平成２９年度、そして令和５年度に計画の見直しを行ってきたところである。その見直しの中、検討委員会を立ち上げ、様々な議論を重ねてきている。学校の教員はもちろん、地域、コミセンの方々、保護者の

代表の方、大学の先生といった有識者の方に集まっていたき、中には小規模校の保護者も入っていた。そうして議論を重ねる中で、やはり、ある程度の規模が必要なのではないかという結論を出していただき、教育委員会の方針として定めてきた。それに基づき、平成28年度に南原中学校と二中の統合方針というものが出され、その後、関根小学校、関小学校、三沢東部小学校、三沢西部小学校、そして第五中学校、と各学校が閉校ということで進めてきた。もちろん、今回のアンケートのように、当事者となる保護者や子ども達にとっては、なかなか難しい判断となり、葛藤や不安も多くあったと思う。地元代表者協議会等を開催しながら、繰り返し適正規模の必要性を説明し、ご理解をいただく中で、大きな観点から「統合やむなし」という地域のご意見をいただき、進めてきたところである。関根小学校の中では、「子どもは子ども達の中で育つのだ」というご意見もあり、大人がいくら手をかけてもできないことがある、子ども達の中で育つのだと、そういった広い視野で、子ども達の教育環境の整備ということを地域の重鎮の方々にもご理解いただいた。そうした中、南成中学校、北成中学校が開校したところだが、今後の市全体の状況ということで、財政の面だとか様々な状況があるが、教育委員会としては基本的な方針を市長部に意見として提出し、それについて議会でご議論いただいて、その方針を決定していただくというようなことになるかと思う。今までの経緯も踏まえて、教育委員会としての基本的な考えをお伝えするというのが一番いいのではないかと思ったところである。具体的には、様々なご意見をいただいたので、案3をベースに様々な言葉を入れ込んで、きちんとした文書を作っていきたいと思う。では事務局、これからの進め方をどうするか。

教育総務課長 いただいたご意見を、案3をベースに文言を加えさせていただき、月曜日にご確認の後、ご承諾をいただくというような方向で進めさせていただきたいと思う。

教育長 では、令和8年5月25日の午前8時15分から、教育委員室で教育委員会を開催し、きちんと文章にしたものを委員の方に見ていただいて、議決をいただきたいと思う。この議第31号については継続審査ということでお願いする。
暫時休憩する

———暫時休憩———

教育長 再開する。報告事項に入る。報告事項(1)について、事務局より説明をお願いします。

———報告事項(1) 非公開———

教育長 ご質問等いかがか。なければ次に(2)その他について事務局から何かあるか。なければ、4のその他について、委員の皆様からいかがか。なければ事務局から何かあるか。

教育指導部長 それでは、米沢市立小学校の閉校式について、ご報告させていただく。

———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ、以上をもって教育委員会を閉会する。